

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	身体障害者手帳認定および交付事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和元年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>身体障害者福祉法は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。法に規定する身体障害者とは、身体障害者手帳の交付を受けた者であり、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条に基づき交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知</li> <li>2. 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知</li> <li>3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理</li> <li>4. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理</li> <li>5. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理</li> <li>6. 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理</li> <li>7. 身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知</li> <li>8. 身体障害者手帳の返還の受理</li> </ol> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知 交付申請の受理、診断書の審査、等級等の決定、決定結果の通知</li> <li>2. 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知 診断書を審査した結果、障害程度が非該当の場合等の交付申請の却下決定、結果の通知</li> <li>3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>4. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>5. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>6. 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務</li> <li>7. 身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知 汚損や紛失等による再交付申請の受理、身体障害者手帳の再交付に係る事務</li> <li>8. 身体障害者手帳の返還の受理 死亡した場合や障害程度が非該当になった場合等の身体障害者手帳の返還に係る事務</li> </ol> <p>※上記1～8全ての事務において、支援課で受付、障害者更生相談センターで処理、再度支援課にて通知を行う。</p>
③システムの名称	(1)障害福祉システム(2)中間サーバ(3)番号連携サーバ(4)連携基盤システム(庁内連携システム) (5)住民基本台帳ネットワークシステム(6)統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の11の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第11条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 なし 【情報提供】 ○番号法別表第2 10項、14項、16項、20項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、 85項の2、106項、108項、116項 ○番号法別表第2の主務省令 第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、 第43条の4、第53条、第55条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局福祉部障害者更生相談センター
②所属長の役職名	障害者更生相談センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所くらし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉局福祉部障害者更生相談センター 住 所: 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 電話番号: 048-646-3128

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月19日	I 関連情報、4 情報提供ネットワークによる情報連携、 ② 法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項	○番号法別表第2 10項、14項、16項、20項、27項、28項、 31 項、54項、55項、56項の2、57項、79 項、 85項の2、106項、108項、116項 ○番号法別表第2の主務省令 第12条、第14条、第20条、第21条、第22 条、第28条、第29条、第30条、第31条、第4 2条、 第43条の4、第53条、第55条、第59条の2	事後	
平成29年4月19日	I 関連情報、5 評価実施機 関における担当部署、② 所 属長	所長 土井 真司	所長 高木 美和	事後	人事異動のため、重要な変更 に該当しない。
平成31年1月7日	I 関連情報、5 評価実施機 関における担当部署、② 所 属長の役職名	所長 高木 美和	障害者更生相談センター所長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更 に該当しない。
平成31年1月7日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更 に該当しない。
令和1年6月28日	II しきい値判断項目、3. 重大 事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施期間における特定個 人情報に関する重大事故の 発生による変更。
令和1年6月28日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	評価実施期間における特定個 人情報に関する重大事故の 発生による変更。